過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除

過疎地域の固定資産税課税免除 申請の手引き

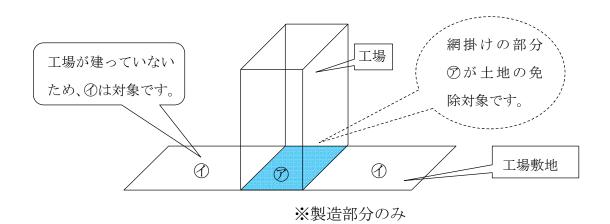
新たに投資を行った企業の皆様、また今後投資をご予定の企業の皆様に固定資産税の課税免除の手続きについてご案内いたします。

	鳳来地区、作手地区	
対象地域	法で定められた過疎地域のうち、新城市過疎地域持続的発展計画に	
八多元	産業振興促進地域として定められた地域	
	製造業、旅館業	
設備投資規模	資本金	新設又は増設した設備の取得価格
	5,000万円以下	500万円以上
	5,000万円~1億円	1,000万円以上
	1億円超	2,000万円以上
	農林水産業、情報サービス業	
	資本金	新設又は増設した設備の取得価格
	なし	500万円以上
免除内容	対象資産に係る固定資産税の3年間の課税免除(100%)	
対象業種	新城市過疎地域持続的発展計画に産業振興促進地域として定められた業種である①製造業、②農林水産物等販売業、③旅館業、④情報サービス業等の対象となる設備の取得等 ※「情報サービス業等」とは 計算センター、データセンター、市場調査、世論調査サービスなどの情報処理・提供サービス業など ※「農林水産物等販売業」とは 地域内で生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に、地域以外の者に販売することを目的とする事業 例:観光客向けの農林水産物の直売所、農家レストラン ※「取得等」とは 取得又は製作若しくは建設 (建物については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む。) 資本金の額が5,000万円超である法人は新設・増設のみ	
申告区分	青色申告をしている事業所または個人	
その他	30%以上の能力増強 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得等した固定資産	

課税免除の対象となる固定資産

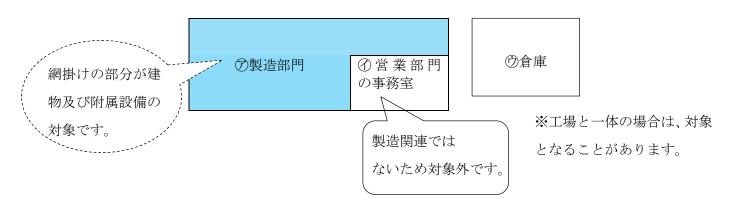
①土地

- 1 取得の日(契約日)の翌日から起算して1年以内に免除対象となる建物建設の着手があった場合に限ります。建物建設の着手に土地の造成は含みません。
 - ※土地取得日は所有権移転した日(売買契約の日付)
 - ※建設着手日は建物の基礎工事に着手した日(地質調査・測量は除く。)
- 2 ②に掲げる課税免除の対象となる建物の垂直投影面積分となります。
- 3 下記のような場合⑦が免除対象、①は対象外となります。



②建物及びその他附属設備

- 1 事業(製造)の用に供されている部分に限ります。
- 2 下記のような場合⑦が免除対象、①及び⑪は免除対象外となります。



③償却資産

- ・対象事業の用に供される「機械及び装置」に限ります。
- ・既存施設の取替又は更新のために生産設備の増設をした場合においては、その新増設により 生産能力、処理能力が従前に比しておおむね30%以上増加した部分に係るものに限ります。

提出書類

□様式第1(第2条関係)設備新増設届出書
□様式第2(第2条関係)課税免除申請書
※構築物について、別紙に一覧としてまとめていただいても構いません。
□新設、増設、改修した設備にかかる増加生産見込表、機械の仕様書等
(生産能力が概ね30パーセント増加が確認できる書類)
□建設計画、建設実績が確認できる資料
□土地及び家屋に係る登記簿謄本の写し(未登記家屋の場合は省略)
□土地及び家屋の取得に係る契約書の写し及び取得価額を証する書類(請求書など)
□法人税法施行規則別表16「減価償却資産償却額の計算に関する明細書」の写し(法人)
(事業の用に供した日、取得金額、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする資料)
□特別償却不適用理由書(特別償却を受けなかった場合のみ提出)
□所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第37号又は法人税法(昭和40年法律第34号)第
2条第31号の規定による確定申告書の写し(法人にあっては、確定申告後に速やかに提出する
こと。)
□土地、家屋及び構築物の図面(平面図・立面図・求積図・配置図)
□事業所全体の平面見取図(生産設備、課税免除の対象となった資産等を示す資料)
□法人登記簿謄本(写し可)又は所得税の青色申告承認書の写し
□事業所のパンフレット等(業種が確認できる書類)

提出期限

- ①対象となる資産が事業の用に供する日までに設備新増設届出書(様式第1)を提出してください。
- ②固定資産税の課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに課税免除申請書(様式第2)を提出してください。

ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

新城市字東入船115番地

新城市役所 市民環境部 税務課 資産税係

電話0536-23-7615 FAX0536-23-7047

E-m a i l : zeimu@city.shinshiro.lg.jp

ホームページ: https://www.